

委員選出について

- 1) 一家庭一児童につきいずれかの委員を引き受けるものとする。但し、全ての会員が一児童につき一回の委員歴がある場合は、二回以上引き受ける事となる。(委員歴が一児童で二回以上となった場合でも他の児童の委員歴とはならない)
- 2) 学級委員及び各専門委員の選出は立候補者優先とする。立候補者がいない場合は、過去委員歴や免除を考慮の上、自動抽選結果を参考に選出する。(校長先生、会長、オール長立ち合いのもと)
- 3) 兄弟・姉妹がいる場合、上の子を優先とする(双子等多胎児も同様)。但し、上の子での委員選出に漏れた場合、下の子での委員選出対象者となる。
- 4) 他校・前校での経歴は、当校の委員歴には該当しない。但し、当校での委員歴があり、該当児童が再転入した場合は、その委員歴は有効である。
- 5) 役員(会長・副会長・書記・会計・学級委員会オール長)を経験した者は、以後その家庭の全ての児童に係る役員及び委員は永久免除となる(役員経験時の児童が卒業後も有効)。ただし、再就任は妨げない。
- 6) 学級委員会の学年長及び各専門委員会の長・副経験者は、以後各委員の長・副は免除となる。但し、該当者がいない場合は委員毎の話し合い・抽選などに於いて決定する。
- 7) 任期途中で活動ができなくなった場合、活動期間に関係なく委員歴とはならない。当該学級の補欠が引き継ぐ事とする(地区委員は選出方法が違う為補欠は充当しない)。引き継いだ者は、一回の委員歴となる。なお、補欠の充当は原則10月末までとし、それ以降の欠員についてはPTA実行委員会でも充当の有無を検討する(充当しない場合もある)。補欠は学級委員・専門委員が決定後選出する。補欠の決定方法は各委員同様とする。
- 8) 幼稚園・他小学校・中学校の役員(会長・副会長・書記・会計)/保育所の保護者会会長/こども会会長 /学童の役員(会長・副会長)または学保連役員窓口(1名)の候補者は、当該年度の全ての子に対して選出対象外となる(委員歴とはならない)。但し、クラス代表選出前に決定している場合のみとする。
- 9) 児童が支援学級に在籍している場合、中小ゆうやけの会に入会している者に限り、原則選出対象外とする。但し、立候補は妨げない。兄弟・姉妹がいる場合、兄弟・姉妹については選出対象とする。
- 10) 免除項目は上記選出対象外となるもの以外は特に設けない。諸事情(要介護の家族がいる等)により引き受ける事が極めて困難な場合、理由の承認を得て選出対象外とすることができる。